

# みなみだより

一般社団法人  
千葉南青色申告会  
広報版  
☎043(262)8966  
<http://chibaminamiairo.jp>



(一社)千葉南青色申告会会长 岡田 博文

新年あけましておめでとうございます。年頭に当たり謹んでお祝いを申し上げます。さて、令和七年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和七年十二月一日に施行され、令和七年分以後の所得税について適用されます。間もなく確定申告の時期を迎ますが、これらの改正等にご注意の上、早めのご準備をご相談を頂きますようお願い申し上げます。

さて、昨年もお伝えいたしましたが、税務署では提出した書類の控えに收受日付印の押なつが行われないこととなりました。今まで紙面で申告書を提出されていた方は、e-Taxにて提出していただくと『メール詳細』という收受日付印の代わりとなるものを印刷することができます。本年は、是非e-Taxにて申告書の提出をしていただくことをお勧めいたします。電子証明書が付与されているマイナンバーカードをお持ちであれば、会の申告相談所でe-Tax送信のお手伝いをいたします。まだ、マイナンバーカードを取得されていない方でも会の申告相談所に税理士の先生がお見えになつている日は、代理送信でe-Tax送信が出来ますのでご検討ください。なお、後日、e-Tax送信の内容を確認したい場合は、ご自分のマイナンバーカードが必要となりますので、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、電子証明書を付与したマイナンバーカードの取得をお勧めいたします。

会の申告相談所では、完全予約制により相談される方の待ち時間の短縮につながり、好評を得ています。完全予約制は、今後も実施してまいりますので、早めの予約をお願い致します。

確定申告期間中の税務署内の青色コーナーにつきましては、今年も千葉南税務署の担当官の方とともに、役員の皆様にお願いする事となります。青色申告を利用する仲間を一人でも多く増やして運営いたしますので宜しくお願ひ致します。

結びにあたり、本年が皆様方にとって良き年でありますよう、お祈り申し上げます。

## 千葉南税務署長 柳田 藤盛

新年あけましておめでとうございます。

令和八年の年頭に当たり、一般社団法人千葉南青色申告会の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、岡田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の貴会の活動を振り返ってみると、会員の皆様への記帳指導を始めとして、e-Taxの更なる利用拡大、署申告書作成会場の青色コーナーでの青色申告制度の普及活動に取り組んでいただきました。

さらには、「緑区ふるさとまつり」や「いちはら大収穫祭」での花の種とチラシ配布などの広報にご尽力いただいたほか、千葉南青色申告会の広報車での街頭アナウンス、タクシーアソシエーションの協力の下での「自宅からのe-Tax」推進や、他の団体との協賛による小湊バスへの「スマホ申告」推進のマグネットシート装着、そして、新しい広報PRとしてJリーグ公式戦での「フクダ電子アリーナ」の大型ビジョンでの動画による広報など、様々な活動をご協力いただきました。

このよう、皆様方の税務行政に対する常日頃からの献身的な活動に深く感謝申し上げますとともに、今後とも貴会の各種活動に対しまして、全面的に支援させていただく所存でございますので、引き続き、税務行政のよき理解者として、より一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、間もなく令和七年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。令和七年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」等に関する見直し、「特定親族特別控除」創設などの改正は、令和七年分の所得税の確定申告から適用されますので、ご対応をよろしくお願ひいたします。

また、国税庁においては、引き続き「あらゆる税務手続が税務署に行かずにつくる社会」の実現を目指し、様々なe-Taxの環境整備を行つては、キャッシュレス納付をはじめとするオンライン手続の促進や、AIを使用した税務相談チャットボット（ふたば）の運用等、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを推進しています。

今後も、これら施策の周知・広報等に努めて参りますので、併せてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が貴会にとってますます飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方にとって幸多き年でありますよう、心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

# 税を考える週間

税を考える週間の一環として、査察の経験が豊富な千葉南税務署長柳田藤盛様を講師としてお迎えし『査察のお仕事』と題した講演会を開催いたしました。

緑区ふるさとまつり(昭和の森)、いちはら大収穫祭(市原市農業センター)において税のPR活動を行いました。



11月25日 署長講演会



11月2日 緑区ふるさとまつり



11月9日 いちはら大収穫祭

**ご承知の通り、令和7年1月より、申告書等の控えに『受取日付印』の押なつが行われなくなりました。**

申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認、プリントすることができますのでe-Tax送信をおすすめします。

【詳細は国税庁のホームページをご覧ください】

**申告者ご本人のマイナンバーカードと設定した暗証番号(4桁の数字や6桁以上の英数字)をご用意いただければ、確定申告時期に千葉南青色申告会からe-Taxで申告をする事ができます。**

分離課税の申告のある場合など、青色申告会からのe-Tax送信のサポートができない場合がございますので、詳細はお問合せ下さい。

千葉南税務署は内部事務(例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務)を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」の対象署となっております。書面の申告書・申請書等を郵送により提出をする場合の郵送先は下記業務センターとなります。

〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地  
東京国税局業務センター 千葉西分室(千葉南税務署)

※書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

※税務署の窓口及び時間外受取箱へ提出する場合は、千葉南税務署へ提出してください。

※e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり千葉南税務署へ送信願います。

**給料の源泉税(年末調整)関係の書類作成相談は1月20日(火)までです(完全予約制)**

※1月21日(水)以降は決算・申告の相談のみとなります※

令和7年分決算・申告の相談は1月21日(水)～3月16日(月)午前までです

【完全予約制】で実施いたします 《予約の詳細》文書を同封しております

会計ソフト『ブルーリターンA』ご利用の方は別途ご案内文書の日程【最終日2月27日(金)】

**※土地・建物等の譲渡所得の申告は税務署でご相談下さい※**

**※期限後の相談はいたしかねますのでご了承ください※**

## 千葉南青色申告会 事務局

TEL 043 (262) 8966  
FAX 043 (262) 8977

応対時間《月曜～金曜の平日》9:30～11:30・13:30～16:00

※上記時間内でも業務の都合上対応できない場合がございます事をご容赦ください※

年末年始の業務について 年末は12月25日(木)まで、年始は1月5日(月)からです

《2月6日(金)【出張相談日】および3月17日(火)は閉所いたします》

《編集後記》紅白の山茶花や、皇帝ダリアの大きな花が咲き、寒さが厳しくなる季節になりました。

顧みますと今年も自然災害が発生し、被災された方々が大変な苦労をされている事とお察し致します。

今年はインフルエンザが例年になく流行しておりますので、お身体を大切にお過ごし下さい。(T.T)